

いばらき木づかいアクションプログラム 2011

～県産材の利用促進のための行動計画～

平成23年4月

茨 城 県

I	プログラム策定の趣旨	-----	1
II	プログラムの内容	-----	1
III	促進体制及び進行管理	-----	1
IV	取組方針と目標		
1	公共建築物等における県産材の利用促進		
	(1) 県施設の木造化・木質化の促進	-----	2
	(2) 市町村等施設の木造化・木質化の促進	-----	2
	(3) 木製品の導入促進	-----	3
	(4) 公共土木工事等における県産材の利用促進	-----	3
	(5) 備品等における県産材製品の導入促進	-----	4
2	民間における県産材の利用促進		
	(1) 木造住宅の建築の促進	-----	4
	(2) 民間企業における県産材の利用促進	-----	4
	(3) 県産材を利用するグループとの連携	-----	5
3	県産材供給体制の整備	-----	5
4	県産材利用の普及啓発		
	(1) いばらき木づかい運動の促進	-----	5
	(2) 学校教育等での県産材の普及啓発	-----	6
	(3) 木質バイオマスの利用促進	-----	6

I プログラム策定の趣旨

木材を供給する森林は、木材生産の場ばかりではなく、水源のかん養や山地災害の防止などの公益的機能を有しており、これらの機能は県民生活の安定に大きく寄与しています。

木材の利用を促進することは、林業生産活動が活発化し、地域の森林整備が促進されることとなります。また木材は、適切に森林を管理することにより、半永久的に再生産できる資源です。

樹木が生長するためには光合成を行い二酸化炭素を吸収しますが、木材を利用することにより長期的に炭素が貯蔵され、地球温暖化の防止に役立つことにつながります。

このようなことから、県民共有の財産である本県の森林を適切に管理するとともに、林業・木材産業を活性化させるための計画である「茨城県森林・林業振興計画2011～2015」の目標を達成させるため、県が率先して県産材の利用促進に取り組むこととし、その具体的な方策を「いばらき木づかいアクションプログラム2011」として取りまとめました。

このプログラムは、県産材の利用に係る施策を明らかにし、県民のみなさまに県産材を利用する意義を理解していただくことを目的とします。

II プログラムの内容

- 県産材利用促進に向けて取り組む方向を、「公共建築物等における県産材の利用促進」、「民間における県産材の利用促進」、「県産材供給体制の整備」、「県産材利用の普及啓発」の4つの柱に整理し、これから行う具体的な取組事項を掲げています。
- プログラムの期間は、平成27年度までとします。
- それぞれの事項は、県民の皆様にご覧いただき県産材利用促進の取組を理解していただけるよう、できるだけ具体的に計画数量をとりまとめて記載しています。

III 促進体制及び進行管理

- 県は、国、市町村、県民等との連携に配慮しながら、「茨城県森林・林業振興計画2011～2015」の目標達成のため、このプログラムの適切な実行に努めます。
- 茨城県木材利用推進会議においてプログラムの進捗状況や取組実績を把握し、進行管理を図ります。

IV 取組方針と目標

1 公共建築物等における県産材の利用促進

公共建築物は、広く県民に利用されるものであり、地域のシンボルとしての波及効果が期待されるため、木造化・木質化することにより、多くの県民が木と触れあい、木の良さを身近に知っていただくことができます。

(1) 県施設の木造化・木質化の促進

県施設（学校、病院、運動施設、社会教育施設、住宅等）における木造化・木質化を図り、県産材の利用を促進します。

- ◆「県有公共建築物の木造化・木質化に関する指針」に基づき、県産材の利用を促進します。
- ◆木造以外の施設については、内外装材に木材を使用する木質化を促進します。
- ◆茨城県木材利用推進会議などを通じて、関係機関に対し木材についての普及・啓発を行います。

県施設における県産材使用量

H21：1,538m³ → H27目標：2,380m³（155%）



茨城県民の森トイレ

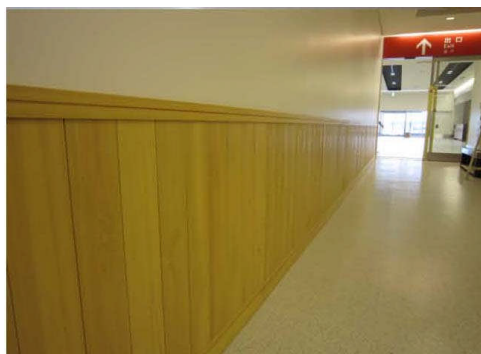


J-PARC会議室

(2) 市町村等施設の木造化・木質化の促進

市町村施設及び社会福祉施設等、広く地域住民に利用される施設における木造化・木質化を支援し、県産材の利用を促進します。

- ◆市町村等施設の木造化・木質化を支援します。
- ◆市町村等の施設における県産材の利用促進に向け、「県有公共建築物の木造化・木質化に関する指針」に準じた市町村方針等の策定を支援します。



茨城空港



小学校の教室

(3) 木製品の導入促進

学校等への県産材を使用した木製品の導入を支援します。

- ◆県内の小学校、幼稚園等へ県産材を使用した机、椅子、本棚などの導入を支援します。



保育園に導入したベンチ



小学校に導入した机・椅子

(4) 公共土木工事等における県産材の利用促進

公共土木工事等での県産材の利用は、継続的・安定的な需要のみならず、他の分野での利用のモデルとしての波及効果も期待できます。

- ◆自然環境や生態系に配慮するため、木製品を用いた工法を取り入れるなど、県産材の利用拡大に努めます。
- ◆景観に配慮する必要がある箇所での工作物については、積極的に県産材を使用するものとします。
- ◆型枠や仮設資材については、強度に支障がない範囲において県産材製品の使用を促進します。
- ◆県民が直接的に利用するベンチや遊具などの公園施設、案内標識などについて県産材の利用を促進します。
- ◆県産材を使用した公共施設で開催する各種イベント等において、木造化・木質化した事例の展示やパンフレット等による普及・啓発に努めます。

公共土木工事等における県産材使用量

H21：1,118m³ → H27目標：1,730m³（155%）



木柵工



防風工

(5) 備品等における県産材製品の導入促進

県産材の良さの普及を図るため、県が購入する備品等については、可能な限り県産材製品とするよう努めます。

- ◆ベンチ等県民が広く使用する備品等については、県産材を使用した製品の導入を積極的に進めます。



木製ベンチ



木製プランター

2 民間における県産材の利用促進

(1) 木造住宅の建築の促進

木材需要の多くは住宅分野で占められていることから、県産材の利用を促進していくため木造住宅の建築を支援します。

- ◆構造材はもとより内・外装材に県産材を活用した木造住宅の建設促進を図るとともに、増改築やリフォーム分野での県産材利用を促進します。

県内の新築住宅着工戸数に対する木造率 H21：67.7% → H27目標：69.5% (103%)
--



県産材を使用した新築住宅（建築中）

(2) 民間企業における県産材の利用促進

民間が整備する店舗・事務所や、公共性の高い建築物について、県産材の積極的な利用を促進します。

- ◆民間企業が整備する建築物等の情報を収集し、県産材の利用を要請します。
- ◆民間企業に対し、木造化・木質化に関する情報を提供します。

(3) 県産材を利用するグループとの連携

「顔の見える木材での家づくり」グループなど、住宅づくりにおいて県産材を積極的に利用する関係者（森林所有者、素材生産者、森林組合、木材加工業者、設計士、大工、工務店等）で構成される団体等と連携し、県産材の利用促進に係る情報発信に努めます。

- ◆県ホームページを活用した県産材を用いた住宅づくりを手掛けるグループの活動紹介など、情報発信を行います。

3 県産材供給体制の整備

公共施設や民間における県産材の需要に応えるため、品質・性能が確かな乾燥材や集成材等の県産材を安定的に供給できる体制の整備に努めます。また、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に対応する、品質の優れた県産材製品の安定供給に努めます。

県産材の供給量

H21：258千m³ → H27目標：320千m³（124%）



宮の郷木材流通センター



木材乾燥施設

4 県産材利用の普及啓発

(1) いばらき木づかい運動の促進

県産材の利用促進することにより林業生産活動が活発となり森林整備が進み、森林の持つ公益的機能が高度に発揮されることから、県民に対し木材を利用する意義などについての普及・啓発に努めます。

- ◆木材関係団体等と連携し、広く県民に対して木材の良さなどの周知を行います。
- ◆県ホームページにおいて、木の良さや木材利用の事例などの情報を提供します。
- ◆NPO法人や自治会などが自主的に行う木づかい活動に対して支援を行います。



木づかい運動のPR



木づかい活動

(2) 学校教育等での県産材の普及啓発

県産材を教育用材料として積極的に活用し、児童・生徒が木の良さや温かさを感じ取る機会の創出に努めます。

◆総合的な学習の時間等を活用して、児童・生徒に対して木材の良さや木材の使用が森林整備につながることなどの理解促進に努めます。

◆PTAや子ども会などが行う木づかい活動に対して支援を行います。



ベンチづくり（中学校）



プランターづくり（小学校）

(3) 木質バイオマスの利用促進

林地残材や製材端材などの未利用の木質バイオマス資源を有効活用することは、化石燃料の消費を減少させ地球温暖化防止に貢献するとともに、地域のエネルギー資源や農業用資材、工業原料としても注目されていることから、その利用を促進します。

◆国交付金等を活用し、木質バイオマスを活用する施設整備の導入を支援します。

◆ホームページやイベント等を通じて、市町村や事業者に対する情報提供を行い、木質バイオマス利用にかかる普及啓発を図ります。